

参考

[根拠法令]

《温泉法》

(温泉の利用の許可)

第 15 条 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

[基準法令]

《温泉法》

(温泉の利用の許可)

第 15 条 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の許可を受けることができない。

- (1) この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- (2) 第 31 条第 1 項 (第 3 号及び第 4 号に係る部分に限る。) の規定により前項の許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- (3) 法人であって、その役員のうち前 2 号のいずれかに該当する者があるもの

3 都道府県知事は、温泉の成分が衛生上有害であると認めるときは、第一項の許可をしないことができる。

第 33 条 第 4 章、第 33 条第 1 項(第 32 条第 2 項の規定による処分に係る部分に限る。)、第 34 条(温泉を湧出させる目的で土地を掘削する者に対する報告の徴収に係る部分を除く。)又は第 35 条第 1 項(温泉を湧出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所への立入検査に係る部分を除く。)の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、地域保健法(昭和 22 年法律第 101 号)第 5 条第 1 項の政令で定める市(次項において「保健所を設置する市」という。)又は特別区の長が行うこととすることができる。

2 (略)

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。